

2009年7月8日

神奈川県警察

本部長 渡辺 巧 殿

神奈川県警察川崎警察署

署長 山崎 豊 殿

横浜弁護士会

会長 岡部 光平

勧告書

当会は、申立人A及び申立人Bからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴署に対し、下記のとおり勧告します。

勧告の趣旨

2007年（平成19年）12月23日夜間行われた申立人Bに対する神奈川県警察川崎署における取調は、深夜長時間に及ぶ取調であり、同人が高齢の女性であり、被疑事実が占有離脱物横領罪で微罪処分に相当する事案に過ぎないのに、同人の承諾を得ずに、合理的な理由もなく漫然と深夜にまで及んだものであって、任意捜査の範囲を逸脱した違法が認められ、同人の人身の自由を侵害したものである。

今後は、任意の被疑者の取調にあたって、特段の合理的な理由がある場合のほか、午後10時を越える深夜又は長時間にわたる取調を行わないよう勧告する。

勧告の理由

別紙調査報告書のとおり

2009年6月25日

横浜弁護士会

会長 岡部光平 殿

人権擁護委員会

委員長 佐藤昌樹

調査報告書

2008年（平成20年）2月26日に当会で受け付けたA申立の人権救済申立事件（2007第45号事件）、同年4月7日に日本弁護士連合会で受け付け当会に移送されたA申立の人権救済申立事件（2008第01号事件）及び同月15日に当会で受け付けたB申立の人権救済申立事件（2008第02号事件）について、当委員会が調査した結果を報告します。

第1 処遇意見

申立人Bに対する神奈川県警察川崎署における深夜長時間に及ぶ取調は人権侵害の事実が認められるので、神奈川県警察本部長及び神奈川県警察川崎警察署長に対し、別紙主文のとおり勧告するのが相当である。

第2 申立人の主張

1 申立ての概要

- (1) 申立人Bは、2007年（平成19年）12月23日、同人の姉宅付近に放置されていた自転車を無断使用したところ、その事実が警察に発覚した。そして同月26日、申立人Bは、神奈川県警察川崎警察署から呼び出され、同署において午後6時10分頃から翌27日午前2時20分頃まで執拗な取調べを受けた。
- (2) 上記深夜の取調べに際し、申立人Bに自由な退去が許されなかった点は、担当警察官らの行為が刑法193条（公務員職権濫用罪）に該当し、申立人Bが担当警察官らの行為によって多大な精神的苦痛を受けた点は、刑法195条（特別公務員暴行陵虐罪）に該当する上、拷問等禁止条約1条に違反するもので、申立人Bの

人権が侵害された。

2 被疑事実

申立人Bは、2007年（平成19年）12月23日午後7時頃、肝臓ガンを患い病氣療養中であった同人の姉の住居におもむいた。ところが、姉宅付近で申立人Bの所有にかかる自転車がパンクしてしまったため、午後10時50分頃、姉宅付近に放置されていた自転車を 사용하여 帰路についた。途中、タクシーと接触事故を起こし、申立人Bの放置自転車無断使用の事実が警察に発覚することとなった。

3 申立人Bが川崎警察署におもむくまでの経緯

(1) 同月26日、神奈川県警察川崎警察署大島町交番に勤務するCが、申立人Bに対し同月23日夜の交通事故及び上記被疑事実について事情を聴取するために大島町交番まで出頭するよう要請し、申立人Bは、午後5時30分頃、同交番に出頭した。

このとき申立人Bは、Cからの出頭要請に対し「明日の昼にしてほしい。」旨申し出た（争点①）。また申立人Bは、出頭要請の際、Cより「9時過ぎには終わる。」旨の説明を受けた（争点②）。

(2) 同交番に出頭後、申立人Bは、Cの同僚であるDとともに、自転車が放置されていた現場確認及び姉への事情聴取のため、姉宅を經由した後、パトカーに乗って川崎警察署に行った。

申立人Bの記憶では、川崎警察署への到着時刻は午後6時10分頃であった（争点③）。

4 川崎警察署における取調の状況

(1) 川崎警察署到着後、2階刑事課4号取調室において、C及びDを担当者として、申立人Bに対し、身上及び放置自転車に関する占有離脱物横領被疑事実について事情聴取された。取調べを始めるにあたって、Cらは申立人Bに対し、弁護人選任権のみならず、供述拒否権も告知しなかった（争点④）。

(2) 取調べ中、Cは取調状況を上司へ報告するために2度取調室を退出している。また、申立人Bは1度トイレに行っている。

さらに申立人Bは「ガンで闘病中の姉の世話をしに行かなければならない。」、「早く帰りたい。」、「まだ帰れないの。」などと発言したが(争点⑤)、帰宅はできなかった。

5 写真撮影・指紋採取等の状況、取調べ終了時刻等

川崎警察署における取調べの際、取調室とは別の場所で、鑑識係員及びDにより、申立人Bの指紋・足型の採取、身長測定、写真撮影が行われた。写真撮影・指紋採取等が行われたのは、事情聴取が終わった後、午前0時以降川崎警察署を退去した午前2時20分頃までの間である(争点⑥)。

取調べ終了後、申立人Bは、警察車両によって姉宅付近のファミリーレストランまで送り届けられた。調書に署名指印した時刻は午前2時10分頃、川崎警察署を退去した時刻は午前2時20分頃であり、姉宅に到着した時刻は午前2時40分頃であった(争点⑦)。

6 事件の処理等

- (1) その後、申立人Bは検察官により取り調べられることもなく、本件事件は微罪処分として処理された。
- (2) 2008年(平成20年)1月8日、申立人Bは、申立人Aに上記一連の経緯を相談したところ、申立人Aは、同月25日神奈川県警察本部長宛に「通告書」と題する書面を送付するなどした。

第3 相手方の主張する事実

当委員会では、2008年(平成20年)7月22日付で神奈川県警察本部長宛の照会書を発送し、それに対する神奈川県警察本部長からの回答(以下「県警回答」という。)が、同年10月28日に到達した。その県警回答によれば、事実関係を認めるところは多いが、以下のとおり、上記争点①ないし⑦については事実が異なる旨主張されている。

(1) 争点①について

申立人Bは、Cからの出頭要請に対し「明日の昼にしてほしい。」旨申し出

たと述べるが、かかる申し出はなかった。

(2) 争点②について

申立人Bは、出頭要請の際、Cより「9時過ぎには終わる。」旨の説明を受けたと述べるが、Cは申立人Bに対し、取調べ等終了見込時間についての説明を行っていない。

(3) 争点③について

申立人Bは、川崎警察署への到着時刻が午後6時10分頃であった旨述べるが、それは午後7時15分頃であった。

(4) 争点④について

申立人Bは、取調べを始めるにあたって、Cから、弁護士選任権のみならず供述拒否権をも告知されなかった旨述べるが、供述拒否権についてはCが告知を行った。

(5) 争点⑤について

申立人Bは「ガンで闘病中の姉の世話をしに行かなければならない。」、「早く帰りたい。」、「まだ帰れないの。」などと発言した旨述べるが、申立人Bの姉が肝臓ガンで自宅療養していること、及び申立人Bが姉の世話をしている話は聞いたが、申立人Bから「早く帰りたい。」旨の発言はなかった。

(6) 争点⑥について

申立人Bは、写真撮影・指紋採取等が行われたのは、事情聴取が終わった後、午前0時以降川崎警察署を退去した午前2時20分頃までの間である旨述べるが、午後10時35分頃から午後11時頃までの間であった。

(7) 争点⑦について

申立人Bは、調書に署名指印した時刻は午前2時10分頃、川崎警察署を退去した時刻は午前2時20分頃であり、姉宅に到着した時刻は午前2時40分頃であった旨述べるが、調書に署名指印した時刻は午後11時55分頃、川崎警察署を退去した時刻は午前0時20分頃であり、姉宅付近のファミリーレストランで申立人Bが下車した時刻は午前0時30分頃であった。

第4 当委員会が認定した事実及び人権侵害の有無・内容についての判断

- 1 本件については、申立人主張事実のうち、少なくとも上記争点①ないし⑦を除く部分は、その事実を認定することができる。
- 2 本件についての判断であるが、Cらによってなされた取調べには、申立人Bの人身の自由に対する侵害が認められる。

(1) まず、申立人Bに対する取調べ終了時刻については、申立人Bと県警回答に不一致が存する(⑦)。この点の両者の回答を検討すると、申立人Bは当該取調べ後早期に申立人Aに相談して以来、取調べ終了時刻について一貫した供述をなしており、その供述の信用性は高い。その一方で、当該取調べ後10か月もの長期間を経てなされた県警回答の信用性は相対的に低いと言わざるを得ず、そうであれば、取調べが午前2時10分頃まで及んだものと認めるところではある。しかし、この点について仮に県警回答を採用したとしても、午後11時55分頃にまで及んだ当該取調べは、犯罪捜査規範168条3項において回避すべきものとされている「深夜」にわたる取調べにあたるということができる。

なお、「深夜」の概念は必ずしも明らかではないが、「警察捜査における取調べ適正化指針」(平成20年1月警察庁)を実施するための法令の整備として2008年(平成20年)4月3日に公布された被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則3条2項1号には、「午後十時から翌日の午前五時までの間に被疑者取調べを行うとき」には警視総監、警察本部長、又は警察署長の事前の承認を受けることとされている。

(2) 県警回答によれば、Cらは、「当日のうちに全ての捜査を終了させたほうが申立人B氏にとって今後の負担がないと判断した」とのことであり、Cらにおいて、申立人Bの利益に対する配慮があったかのような主張がなされている。

しかし、Cらが申立人Bに対し、当日内の捜査の終了と再度の出頭のどちらを望むか等尋ねた形跡はない。また、県警回答によったとしても、Cは申立人Bに対し、取調べ終了見込時間について説明をしないまま取調べを行っている(②)。

さらに、申立人Bにおいて、肝臓ガンで自宅療養をしている姉の世話に行かなければならず、早く帰りたいという希望を有していたにもかかわらず、Cらは少なくとも、申立人Bの姉の事情を知りながら、申立人Bの都合を尋ねることなく漫然と取調べを行っている（⑤）。

このように、事前の説明を行わず承諾等も得ていないばかりか、申立人Bの意向確認すらしないまま、取調べを深夜まで継続していたという本件の事情からすれば、Cらが申立人Bの利益に真に配慮していたとは到底認められない。

- (3) さらに本件で、申立人Bは当時72歳という高齢にあり、タクシーとの接触事故によって受傷するなど健康状態が万全ではなかった。その上、同人の被疑事実は占有離脱物横領罪であり、その後検察官による申立人Bの取調べすら行われておらず、微罪処分に相当する軽微な事案である。それらの点からすると、逆に、本件においては、深夜にまで及ぶ取調べを行うにつき、やむを得ない理由があったとも認められない。

結論として、Cらによる申立人Bへの深夜の取調べは、確実に認定できる「少なくとも午後11時55分頃まで取調べを行った」という事実を基礎としたとしても、犯罪捜査規範168条3項に違反するのみならず、必要性・相当性を欠くものとして任意捜査の範囲を逸脱した違法なものであって、しかもその違法性の程度は申立人Bの人身の自由を侵害するものである。

3 相当とする措置及び結論

以上より、当委員会としては、神奈川県警察本部長及び神奈川県警察川崎警察署長に対し、任意の被疑者の取調べにあたって、特段の合理的な理由がある場合のほか、午後10時を越える深夜又は長時間にわたり取調べを行わないよう勧告することが相当であると考えます。

以上